

志木市立宗岡中学校いじめ防止基本方針

平成26年5月策定
令和 6年4月改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー、市役所、警察署、市教育サポートセンター、民生委員・児童委員等からなる、いじめ防止等の対策のためのいじめ防止委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 生徒指導部会、教育相談部会、職員会議での情報交換及び共通理解

毎週行われる生徒指導部会、教育相談部会、月に一度行われる職員会議で指導を要する生徒や配慮を要する生徒について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングの実施や、アンケートやHyper-QU テスト、個別面談結果を生かして、生徒の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、生徒一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- 個別面談等の結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- 定期的なアンケート後に学級担任により教育相談を行い、生徒一人一人の理解に努める。
- S C、S SW及び相談員と教職員や生徒が関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) 部活動・委員会活動

- 部活動・委員会活動のなかで、協力したり協調することを学習し、人とよりよく関わる力を身に付ける。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校生徒のインターネット・SNS等に関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、生徒に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 小学校と情報交換や交流学習を行う。

4 いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。

保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、子ども支援課、児童相談所などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 定期的なアンケートの実施

アンケートやHyper-QUテストの結果をもとに、一人一人の生徒と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) 学校評価の実施

いじめが隠蔽されず、いじめの実態把握・措置が適切に行われるよう、早期発見・再発防止の取り組みについて、学校評価等を用いて適正に評価及び改善を進める。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

- いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。

- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連續して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

- 当該組織を中心として、事実関係及び再発防止策を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

- 本調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者及びいじめを行った生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

いじめ防止対策 年間指導計画

	指導等の内容		
	教職員の活動	生徒の活動	保護者への活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針についての共通理解【生徒指導委員会】 ○校内いじめ対策委員会立ち上げ ○いじめ対策に関わる共通理解、情報交換 ○各学年、各教科、各分掌におけるいじめ防止基本方針取組の策定。 【職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級開き・学級ルールづくり 【学級活動】 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての説明・啓発 【PTA総会・学級懇談会】 ○保護者との情報交換 【学級懇談会】
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○情報交換【生徒指導委員会・職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通した人間関係づくり 【体育祭】 ○自分自身に関わることとして道徳科の授業を活用 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○情報交換【生徒指導部会・委員会・職員会議】 ○授業改善に関わる研究授業 ○Hyper-QUテストの実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての啓発
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討【生徒指導委員会、職員会議】 ○生徒に対する情報交換【生徒指導委員会・職員会議】 ○インターネット状況調査 ○アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年のネットモラル啓発DVDによるネットいじめ防止及びネット利用啓発 ○他人とのかかわりに関することとして道徳科の時間を活用 ○情報モラル教室 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換 【学級懇談会、家庭訪問、三者面談】
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導に関する研修 ○Hyper-QUテスト結果の分析研修 【職員研修】 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○情報交換 【生徒指導委員会、職員会議】 ○いじめの防止及び早期発見・早期解決に係る校内研修会の実施 		
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○情報交換 【生徒指導委員会・職員会議】 ○アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然等とのかかわりとして道徳科の時間を活用 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○情報交換 【生徒指導委員会・職員会議】 ○いじめ撲滅強調月間の取組 ○Hyper-QUテストの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒会によるいじめ撲滅取組発表会 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換【三者面談・学校公開】
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討【生徒指導委員会、職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○集団・社会とのかかわりとして道徳科の時間を活用 ○非行防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換【三者面談】 ○学校評価の実施 (いじめ防止の項目を入れる)

	○生徒に対する情報交換【生徒指導委員会・職員会議】 ○2学期総括（生徒指導委員会） ○Hyper-QUテスト結果の分析		
1月	○情報交換 【生徒指導委員会・職員会議】		
2月	○学校運営協議会において基本方針の協議	○人間としての在り方、生き方との関わりとして道徳科の時間を活用	
3月	○今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（生徒指導委員会） ○運営委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討		